

平成26年度

HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業実施法人

公 募 要 綱

平成26年9月

厚生労働省

## 1. 総則

「平成26年度HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業実施要綱」に基づく事業を実施する法人の公募については、この要綱に定めます。

## 2. 目的

この事業は、がん対策推進基本計画(平成24年6月閣議決定)の個別目標の1つとして掲げられた「がん予防」では、感染に起因するがんへの対策を推進することにより、がんを予防することを目標としている。

子宮頸がんは、若年層の罹患が増加してきており、死亡率については諸外国は低下している中、日本は上昇している。

このことから、厚生労働省では、従来の細胞診に加え、海外で一定程度有用性が認められているHPV(ヒトパピローマウイルス)検査について、平成25年度に一定年齢の者に対するHPV検査検証事業を実施したところであり、平成26年度においては、HPV検査における実施上の課題を把握し、適切な実施方法を検証することを目的とする。

## 2. 実施主体

法人の業務は、別に定める「平成26年度HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業委託費交付要綱」に選定された団体とする。

## 3. 応募の条件

以下のすべての要件を満たす法人とします。

- (1) 実態把握事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (2) 調査対象者に対する配慮など、幅広い知見と経験を有していること。
- (3) 子宮頸がん検診及びHPV検査について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

## 4. 委託費予算額

- (1) 平成26年度予算額        8, 102千円
- (2) 対象経費

HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業事業を行うために必要な諸謝金、旅費、庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、法定福利費、雑役務費）及び委託費

## 5. 事業の実施期間

平成27年3月31日までとする。

## 6. 応募法人の審査

(1) 法人の採択については、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課において、応募要件に該当する旨を確認した後、応募書等の内容を審査しますが、審査に当たっては、当省に設置するHPV検査検証事業フォローアップ調査事業実施法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)を組織し、定められた審査基準に基づき実施します。

選定委員会は、応募者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる法人を選定し、採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された応募書等の審査資料は返却いたしませんので、ご了承ください。

### (2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

#### ① 形式審査

提出された応募書類について、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課において、応募要件への適合性について審査します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

#### ② 書類審査

審査委員会において、書類審査を実施します。(提出書類については、8の(2)の③提出書類及び部数を参照してください。)

#### ③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会において、応募者(代理も可)に対してヒアリング審査を実施します。

なお、ヒアリングに要する旅費等については補助対象としないので注意すること。

#### ④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、実施法人を採択します。

### (3) 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

#### ① 事務処理能力（業務遂行体制の妥当性）

以下の事項において、総合的に優れていること。

- ・ 事業を実施するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。
- ・ 事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 実施する業務について十分な理解があるか。
- ・ 過去に他の疾患に関する調査分析業務を実施した経験及び実績があるか。
- ・ 地方行政や医療機関等との協力体制を築く能力を有しているか。
- ・ 調査対象者に対する適切な配慮に基づく事業計画を企画する能力を有しているか。

#### ② 知見について

- ・ がん及びがん検診に関する基礎的な知識を得る体制を有しているか。
- ・ がん対策推進基本計画の趣旨を理解しているか。

#### ③ 実施予定の事業の妥当性

- ・ 事業規模（調査客対数等）が適切であるか。

#### ④ 審査結果の通知等

審査の結果については、選定委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募者に対し、FAXにて通知する予定です。

なお、委託費については、採択の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることとなります。

### (4) 審査結果の通知等

審査の結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募者に対して採択の可否について通知を行います。

## 7. 事業の実施について

採択決定後、必要な手続きを経て、速やかに事業を実施して頂くこととなります。

業務は先述の2のとおり、実施要綱及び交付要綱に従い、実施していただきます。

## 8. 応募方法等

### (1) 応募者の作成及び提出

「平成26年度HPV検査検証事業のフォローアップ調査事業実施法人応募書」（別紙様式）を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

## (2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

### ① 提出締めきり

平成26年9月18日（木） 17時（必着）

### ② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課がん予防係 あて

問い合わせ先：同上

TEL:03-5253-1111（内線4604）

FAX:03-3502-3099

ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）とします。

### ③ 提出書類及び部数

ア 「平成26年度HPV検査検証事業フォローアップ調査事業実施法人応募書」  
及び参考資料 10部

イ 法人の概要や経歴、定款（又は規約）、業務方法書など応募者の活動が  
わかる資料 10部

を1つの封筒に入れ「平成26年度HPV検査検証事業フォローアップ調査事業実施法人応募書在中」と表に朱書きして提出してください。

※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、管理書類等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、余裕をもって投函するなど、提出期間内に必着するようになしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。また、書類に不備等がある場合には、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読の上、応募してください。

※ 応募書類の差し替えは固くお断りいたします。

※ 応募書は、パソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した書類を提出してください。

## 9. 審査スケジュール

審査期間:平成26年9月中旬～下旬

採択・不採択通知発送:平成26年9月下旬頃

※ 上記スケジュールは目安であり、諸般の事情により変更されることがあります。